

平成 2 0 年度さいたま市下水道事業会計補正予算(第 1 号)

(総 則)

第 1 条 平成 2 0 年度さいたま市下水道事業会計の補正予算(第 1 号) は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 2 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
落合ポンプ場施設老朽化対策事業	平成 2 1 年度	303,000千円
藤右衛門ポンプ場施設老朽化対策事業	平成 2 1 年度から 平成 2 2 年度まで	531,000千円
宮原ポンプ場施設老朽化対策事業	平成 2 1 年度から 平成 2 2 年度まで	753,000千円

平成 2 0 年 6 月 1 1 日 提出

さいたま市長

相 川 宗 一